

令和7年第3回始良市教育委員会定例会

令和7年3月11日（火）

開会 午前9時50分

閉会 午前10時55分

始良市役所本館 2階会議室1・2・3

1 出席者

前田教育長 川畑委員 岩元委員 藤田委員 高橋委員

2 教育委員会事務局の出席者

北野教育部長 享保次長兼教育総務課長 濱田次長兼学校教育課長
折田次長兼社会教育課長兼図書館事務局長 留野保健体育課長

3 議事

議案等番号	件 名	結果
報告第3号	「始良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件（諮問）」に対する意見決定に関する件	承認
議案第7号	始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第8号	始良市教育部関係補助金交付要綱の一部を改正する告示に関する件	可決
議案第9号	始良市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第10号	始良市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規程の一部を改正する訓令に関する件	可決
議案第11号	始良市立学校職員の私有車の公務使用に関する燃料支給規程の一部を改正する訓令に関する件	可決
議案第12号	始良市学校給食費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第13号	始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第14号	始良市学校給食用物資納入業者の登録等に関する要綱に関する件	可決

議案第15号	始良市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則等を廃止する規則に関する件	可決
議案第16号	始良市全国大会等出場奨励金交付要綱等を廃止する告示に関する件	可決
議案第17号	始良市新学校給食センター整備・運営事業の契約の締結に関する件	可決
議案第18号	始良市中学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針の策定に関する件	可決
議案第19号	始良市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件	可決

4 議事録

教育部長 ただいまから令和7年第3回始良市教育委員会定例会を開催いたします。本日の議題は報告1件、議案13件となっておりますので、委員の皆様方よりしくお願いいたします。それでは、これ以降の議事の進行につきまして、前田教育長をお願いいたします。

教育長 それでは早速会議に入ります。本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって本日の会議は公開することといたします。まず日程第1「議事録の承認・署名」についてでございます。皆様、前回会議の議事録への署名はお済みでしょうか。

全員 はい。

教育長 それでは、前回議事録は承認されたものと認めます。日程第2「委員及び教育長の報告」についてでございます。委員の皆様から、なにかご報告ございますでしょうか。

委員 おはようございます。2月16日、始良市立少年少女合唱団第14回定期演奏会が開催されました。本年度で勇退される野間先生と一緒に演奏するためOBやOGの皆さんもたくさん駆けつけていらっしゃいました。最後にOB・OG・現団員の全員で、素晴らしい合唱を披露していただきました。会場が

一体となり、とても素晴らしい演奏会になったと思います。長い間ご指導くださった野間先生にはとても感謝いたします。

2月23日、令和6年度始良市生涯学習フェアが行われました。地域を育む「あいらっ子」あいさつ運動標語最優秀賞の表彰や生涯学習成果発表もありました。午後からは「出会いに感激 ～思い続けたオリンピック～」と題して北京五輪競泳メダリストで、スポーツキャスターの宮下純一さんの講演もあり、たくさんの方が聴きにいられたようです。以上です。

教育長

ありがとうございました。ほかに委員の方々から何かございませんか。

それでは私の方からご報告いたします。2月16日にあいらぶサイエンスの閉講式がございまして、今年度は小中高生50名参加をしていただきましたけれども、その最終日ということでございました。4つの講座がありますけれども、それぞれ受講生が1年間の活動報告を行い、そのあと修了証書を授与されたということです。私も挨拶の中で、将来この中から科学を通して社会貢献できるそういう人材が育ってくれたら嬉しいということをお話しました。そのほか、私が参加したもので申し上げますと、県下一周駅伝の激励会及び報告会に参加させていただきました。5年ぶりの総合優勝ということで、みんなで喜んだところでございました。

それから議会ですけれども、別冊でお配りした資料を後でご覧いただきたいと思いますけれども、いろんな点で市議の方から質問が出ているようでございます。私からは以上でございます。

それでは日程第3、報告のほうに移ります。第3号「始良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件（諮問）に対する意見決定に関する件」を議題といたします。それでは事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局

（教育総務課長）それでは、報告第3号「始良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件（諮問）に対する意見決定に関する件」について、ご報告いたします。

資料は1ページからになります。「始良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、教育委員会の職務権限のうち、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1項の規定に基づき、スポーツに関することについて、令和7年度から市長部局で管理・執行することに伴い、関連する条例の改正を行うもので、第2回定例会において、議案第5号として上程し、議決をいただきました。現在、2月13日から開会されております令和7年度第1回議会定例会に議案として上程しているところですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第2項の規定に、「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない」とあることから、2ページにありますように教育委員会に対し、意見聴取がありました。

このことを受け、臨時会の開催も検討しましたが、第2回定例会で既に議決をいただいておりますので、臨時会は開催せず、3ページにありますよう

に、異議がない旨の回答を教育委員会内で起案し、決裁後の2月17日付で回答しましたので、本日、委員の皆様へ報告となりました。
説明は、以上になります。

教育長 スポーツ振興係の所管替えに伴う条例の一部改正に関して、教育部の意見を提出したということでございます。
何かご質問等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。それでは質疑なしということで、お諮りいたします。
報告第3号「始良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件（諮問）に対する意見決定に関する件」につきましては事務局からの報告のとおりご了承いただけますでしょうか。

全員 はい

教育長 異議なしと認めます。
よって報告第3号については承認されました。
続きまして、日程第4、議案第7号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 （教育総務課長）議案第7号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則に関する件」についてご説明いたします。
資料の4ページからになります。
保健体育課のスポーツ振興係が商工観光課へ組織改編することに伴い、関連する条項について整理することと、教育総務課で行っている行事の後援事務について、平成27年4月に廃止となり取り扱いをしていない「共催」の文言が事務分掌に残っていることから削除するものです。
資料6ページの新旧対照表をご覧ください。第24条事務組織の欄中、「保健体育課のスポーツ振興係」を削除し、第30条の教育機関、第12号から第16号までを削除、第32条附属機関第9号を削除し、第10号「始良市立学校給食センター運営委員会」は、令和7年4月1日から廃止となることから削除し、改正後の第10号に、新たに「始良市学校給食審議会」を加えます。また、別表、教育総務課管理系の事務分掌中、「共催及び後援」とありますが、「共催」の文言を削除します。
そして、保健体育課スポーツ振興係の事務分掌中、資料7ページ第6号の「課の庶務に関すること」を学校給食管理係に移管し、それ以外を全て削除いたします。施行日は令和7年4月1日となる予定です。
以上で説明を終わります。

教育長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第7号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第7号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則に関する件」につきましては、可決されました。それでは次に日程第5、議案第8号「始良市教育部関係補助金交付要綱の一部を改正する告示に関する件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) 議案第8号「始良市教育部関係補助金交付要綱の一部を改正する告示に関する件」についてご説明いたします。
資料は8ページからになります。組織改編に伴い、保健体育課のスポーツ振興係が市長部局へ移管されることと、既に解散している団体等への補助の記載が残っているものを整理するものであります。
資料10ページの新旧対照表をご覧ください。別表中、右側の改正前の「補助事業等の名称」の欄の、「市スポーツ協会補助」及び「始良市レクリエーション協会補助」をスポーツ振興係の移管に伴い削除し、また、「市青年団運営補助」及び「栄養教諭等協議会補助」については、既に団体が解散していることから削除します。「学校給食研究協議会補助」については、補助ではなく、負担金として協議会へ支出していることから削除します。
次に、「東日本大震災に係る被災者留学制度に関する補助」については、発災後10年以上経過しており、市長部局においても「避難者生活支援金要綱」が平成24年3月31日をもって廃止となっていることから削除します。
次に、「サイエンススクールモデル実践研究事業補助」については、平成26年度から29年度までの4年間の事業であり、平成30年度以降の実績もなく、今後の見込みもないことから削除いたします。
そして最後に、「学校給食物価高騰対策食材購入補助」については、学校給食費公会計化に伴い、市の予算に組み込まれることから削除いたします。
施行日は令和7年4月1日となります。説明は以上となります。

教育長 所管替え等に伴う補助金要綱についてでした。
何かご質問等ございませんでしょうか。

委員 内容はよく理解できましたが、市の青年団がなくなったということですが、いつ頃まで活動していたのでしょうか。

事務局 (社会教育課長) すみません。はっきりとは分かりませんが、3町が合併した頃は、市の青年団はあったと思います。

委員 市の青年団ができたんでしょうね。

事務局 (社会教育課長) 市の青年団はあったのですが、その後解散したと思います。。

- 委員 活動時期は短かったんですか。はっきりわからなくてもいいですけども、そんな話は聞いていませんか。
- 事務局 (教育総務課長)はつきりしません、平成 27 年か平成 28 年ぐらいが最後ぐらいだと思います。市の職員に、蒲生町の青年団に入っている職員がいたりしたのですが、それから聞かないです。いつ頃までというのは、すみません、分かりません。
- 委員 青年団活動に代わるような活動とか団体とか聞いてらっしゃいませんか。
- 事務局 (教育総務課長)おやじの会とか、そういうのは各学校で残っていると思いますが、青年団という名称ではないですね。
- 委員 分かりました。
- 教育長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。
なければ、お諮りします。議案第 8 号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。
- 全員 はい。
- 教育長 異議なしと認めます。よって議案第 8 号「始良市教育部関係補助金交付要綱の一部を改正する告示に関する件」については可決されました。
それでは次に日程第 6、議案第 9 号「始良市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則に関する件」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。
- 事務局 (教育総務課長)議案第 9 号「始良市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則に関する件」についてご説明いたします。
資料は、11 ページからになります。現在、入居のない 5 つの教職員住宅について、「教職員住宅」から削除するものです。
資料 13 ページの新旧対照表をご覧ください。別表の改正前欄の「錦江小学校教頭住宅」、「加治木小学校校長住宅」、「建昌小学校教頭住宅」、「帖佐中学校教頭住宅」及び「蒲生小学校教頭住宅」の 5 つになります。
教職員住宅から外した後に、教育財産から普通財産に移管し、順次、財政課において財産処分をする予定としておりますが、加治木小学校校長住宅については、場所が校門前の横断歩道に面していることから、安全面を考慮し、教育財産として残す予定です。
なお、既に教職員住宅から外しておりました旧北山小学校校長住宅についても、併せて普通財産に移管いたします。
施行日は公布の日からとしており、本日議決をいただきましたら、令和 7 年 3 月 11 日とする予定であります。以上で説明を終わります。

- 教育長 教職員住宅の件でございました。何かご質問等ございませんか。
よろしいでしょうか。では質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第9号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。
- 全員 はい。
- 教育長 異議なしと認めます。よって議案第9号「始良市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則に関する件」については可決されました。
次に日程第7、議案第10号「始良市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規程の一部を改正する訓令に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 (教育総務課長) それでは、議案第10号「始良市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規程の一部を改正する訓令に関する件」についてご説明いたします。
資料は、14 ページからになります。現在、教育委員会では、私有車の公務使用について学校用務員のみ承認していますが、給食センター所長や幼稚園園長などの職員においても私有車で公務をすることがあることから、当該職員に対し、私有車の公務使用承認ができるように改正するものです。
17 ページの新旧対照表をご覧ください。題名及び第1条の趣旨において、「始良市立学校職員」を「始良市教育委員会職員」に改め、第2条の各号におきまして、用語の定義を定めました。第3条、第4条及び第6条で、手続き上、決裁者を「校長」としていた文言を「所属長」に改め、所属する課において手続きができるよう改めました。それに伴い、別記様式の「承認申請書」中、承認決裁欄を削除し、申請時に必要としていた申請者の押印を削除しております。施行日は令和7年4月1日です。説明は以上となります。
- 教育長 訓令に関する件ということでした。何かご質問はございませんか。
- 委員 申請書のところに、別紙様式の加入保険と加入状況を書くところがありますけれども、公用車使用をする場合には、保険に入っている必要があるのでしょうか。
- 事務局 (教育総務課長) 私有車を公務で使う場合は、毎年、年度初めに申請をしていただきます。申請の条件が保険に加入している車が条件となりますので、ここを確認したうえで、公務で使用するということになります。
- 委員 ということは、私有車を公用車扱いで出張や別勤した際に交通事故が起きた場合、その時の賠償というのは、本人が入っている自動車保険がまず第一に支払われるということでしょうか。
- 事務局 (教育総務課長) 事故のケースでも変わってくると思いますが、基本的には

ご自分の加入している車の保険で対応していただきます。ただし、加入している保険の限度額を超えた際には、市で賠償を行うことになります。

委員 分かりました。

教育長 ほかがございませんか。

委員 関連して聞きたいんですけど、申請書の保険金額、対人・対物いくらとなっていますけれど、このご時世、ほとんど無制限なのと、これだけでは情報が少なく、いま会社など、特に自分の車を仕事に使う時は、人身傷害というのまで金額を指定しているところもあるので、そこを検討されたいかと思います。

事務局 (教育総務課長) これについては、教育部だけではなく市長部局も同じ状況があります。全ての業務において公用車を使用できればいいのでしょうけれども、なかなか公用車を配置できない部署もあり、市長部局でもこういう私有車の公務使用を許可している部署がありますので、市長部局とも協議をして、今の情勢にあったかたちで検討したいと思います。

教育長 検討の方をお願いいたします。ほかにありませんか。
それではないようですので、お諮りいたします。議案第10号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第10号「始良市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規程の一部を改正する訓令に関する件」については可決されました。次に日程第8、議案第11号「始良市立学校職員の私有車の公務使用に関する燃料支給規程の一部を改正する訓令に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) 議案第11号「始良市立学校職員の私有車の公務使用に関する燃料支給規程の一部を改正する訓令に関する件」についてご説明いたします。
資料は19ページからになります。現在、学校用務員が公務で使用した私有車について、実績に基づいて燃料支給をしています。学校用務員以外の職員においても同様に、燃料支給ができるよう整備するものです。
22ページの新旧対照表をご覧ください。題名及び第1条中の「始良市立学校職員」を「始良市教育委員会職員」に改め、第2条において、支給の対象を、教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に置かれる全ての職員、市立学校に勤務する職員のうち、県費負担教職員を除く、市から給与を支給される全ての職員としました。

第3条支給の方法については、別勤命令簿の様式を新たに定め、所属課において手続きができるようにしました。なお、学校用務員が現在使用している「始良市立学校職員事務処理規程」に定める別勤命令簿も引き続き使用できるようにしております。施行日は令和7年4月1日としております。説明は以上になります。

教育長 説明は終わりました。質疑を行いますか、質疑はございませんか。
よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第11号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第11号「始良市立学校職員の私有車の公務使用に関する燃料支給規程の一部を改正する訓令に関する件」については可決されました。次に日程第9議案第12号「始良市学校給食費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (保健体育課長) 資料は23ページからになります。議案第12号「始良市学校給食費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」について説明します。資料の26ページの参考資料をご覧ください。
まず、令和7年度の学校給食費について説明します。「①物価高騰の影響」ですが、食材物価について、鹿児島県学校給食会から米の価格については、令和7年4月から現在の1.9倍になると通知がありました。また、その他の食材についても野菜等を中心に価格が高騰しており、非常に厳しい状況で、栄養教諭が色々とやり繰りしながら給食を提供している状況です。なお、県学校給食会の4月以降の給食物資価格動向によると、パン、牛乳、その他食材も人件費、光熱水費、輸送費などの影響により値上げが見込まれています。2、3日前にパンと牛乳の通知があったのですが、パンが7%、牛乳が4%それぞれ上がるということの通知がきております。
次に「②学校給食費額及び軽減措置」になりますが、令和7年度の学校給食費は、米や野菜等の物価高騰に伴い、小中学校で月額500円、幼稚園で月額400円、増額改訂しなければならない状況です。ただし、園児、児童及び生徒の学校給食費は、国からの物価高騰対策の交付金を活用し、現在の学校給食費を据え置きます。
資料25ページの始良市学校給食費等に関する条例施行規則の新旧対照表をご覧ください。第6条では、学校給食費の額について、幼稚園が現行の月額4,300円を月額4,700円へ、小学校が月額5,000円を月額5,500円へ、中学校が月額5,800円を月額6,300円へそれぞれ改正します。
また、様式第1号についてですが、資料の24ページをご覧ください。様式第1号については、学校給食申込書の区分の欄の変更になります。令和6年

4月から給食費の公会計化にともない申込書を保護者から事前にいただきました。その際に転入者の判断と幼稚園の年齢の確認をする必要がありましたのでその判別がやり易くなるように改正するものです。
以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたけれども、質疑はございませんか。

委員 マスコミ等を通じての情報ですが、国の方の予算で給食費が無償化されるというような話があるのですが、はっきりとした情報は伝わってはいないと思うのですが、今後の見通しはおわかりでしょうか。

事務局 (保健体育課長) 正直、通知等全くきていないところで、我々も新聞報道による情報ですが、令和8年度から、まず小学校が無償化されるようなことが報道されております。財政課とかと話をする中で、なかなかお金の下りてくる具体が分からないですが、地方交付税とかが現実的じゃないかと想定はしているところです。現時点では情報は全くないところです。以上です。

委員 分かりました。

教育長 ほかにございませんか。
それではないようですので、お諮りします。議案第12号は事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第12号「始良市学校給食費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」については可決されました。それでは次に日程第10、議案第13号「始良市学校センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

事務局 (保健体育課長) 資料の27ページになります。
議案第13号「始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」について説明します。
本件は、第2回教育委員会定例会で説明しました「始良市学校給食審議会条例」の附則において、始良市立学校給食センター運営委員会条例の廃止を規定しました。それに伴い、始良市立学校給食センター運営委員会がなくなりますので、始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の第4条を削除するものです。
資料の29ページの新旧対照表をご覧ください。第4条「給食センターの運営に関する重要な事項については、始良市立学校給食センター運営委員会

(以下「運営員会」という。)において決定するものとする。」とありますので、この条文を削除します。

また、本規則は、始良市学校給食審議会条例の施行期日に併せ、令和7年4月1日から施行します。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ご質問等ございませんか。
それではないようですので、お諮りします。議案第13号は事務局提案のとおり可決するということでご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第13号「始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」については可決されました。
次に、日程第11、議案第14号「始良市学校給食用物資納入業者の登録等に関する要綱に関する件」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局 (保健体育課長)資料の30ページからになります。
議案第14号「始良市学校給食用物資納入業者の登録等に関する要綱に関する件」について説明します。
資料の40ページの参考資料をご覧ください。新規制定の理由ですが、現在、学校給食用物資の納入に関して、市の競争入札参加資格者名簿の登録が必要ですが、任意の生産組合や個人農家の納入を阻んでいる側面があります。そこで、本要綱の制定により、「提出書類の最小限化」、「登録の有効期間1年間」及び「随時登録」を行うことによって、本市の地域の小規模事業者や団体等の参入を促進します。
次に主な変更点ですが、表の右側の欄の現行の入札参加資格審査の申請において、登録の際の提出書類ですが、入札参加資格審査申請書、印鑑証明書、登記事項証明書、身分証明書、成年後見登記事項証明書、未納の税額がない証明又は納税証明書、営業概要書、取扱品目一覧表、財務諸表の合計9種類の書類が必要です。今回の要綱の改正により「始良市学校給食用物資納入業者登録申請書兼誓約書兼同意書」と「市民税等の滞納がないことを証明する書類」の2種類のみへ変更いたします。
また、登録の有効期間は2年間から1年間に変更しますが、随時の変更も受付を行えるようにすることにより、新規参入者に柔軟に対応してまいります。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ご質問等ございませんか。
それではないようですので、お諮りします。議案第14号は事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 14 号「始良市学校給食用物資納入業者の登録等に関する要綱に関する件」については可決されました。
次に日程第 12、議案第 15 号「始良市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則等を廃止する規則に関する件」を議題といたします。
事務局からの説明をお願いします。

事務局 (保健体育課長)資料の 41 ページからになります。
議案第 15 号「始良市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則等を廃止する規則に関する件」について説明いたします。
資料の 42 ページをご覧ください。第 2 回定例教育委員会で始良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に関する件について議決をいただきましたが、この条例の主な内容として、令和 7 年度からスポーツに関することが市長部局に移管されることになります。それに伴い、関連する 5 つの規則を廃止するものです。廃止する規則は、「始良市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則」、「始良市大楠運動公園球技場の設置及び管理に関する条例施行規則」、「始良市大楠運動公園多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例施行規則」、「始良市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則」、「始良市スポーツ推進委員規則」になります。
なお、この規則については、4 月 1 日に移管先の市長部局の企画部で新たに同じ内容の規則を制定することになります。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ご質問はございませんでしょうか。
それでは質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 15 号は事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 15 号「始良市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則等を廃止する規則に関する件」については可決されました。次に日程第 13、議案第 16 号「始良市全国大会等出場奨励金交付要綱等を廃止する告示に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (保健体育課長)資料の 43 ページからになります。議案第 16 号「始良市全国大会等出場奨励金交付要綱等を廃止する告示に関する件」について説明いたします。
資料の 44 ページをご覧ください。本案件は、3 つの告示を廃止するものですが、始良市全国大会等出場奨励金交付要綱については、先ほど説明しまし

た規則の廃止と同様、令和7年度からスポーツに関することが市長部局に移管されることに伴い廃止するものです。なお、この告示についても、4月1日に移管先の市長部局の企画部で新たに同じ内容の告示を制定することになります。

次に始良市中学校部活動地域移行検討委員会要綱及び始良市新学校給食センターPFI事業審査委員会要綱については、それぞれの委員会が令和6年度で役目を終えるため、告示を廃止するものになります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はございませんか。
それでは質疑なしと認めます。お諮りします。議案第16号は事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第16号「始良市全国大会等出場奨励金交付要綱等を廃止する告示に関する件」については可決されました。次に日程第14、議案第17号「始良市新学校給食センター整備・運営事業の契約の締結に関する件」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局 (保健体育課長)資料の45ページからになります。案第17号「始良市新学校給食センター整備・運営事業の契約の締結に関する件」について説明します。

資料の45ページをご覧ください。議本案件は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第12条の規定により、始良市議会の議決を経ることとされていることから、始良市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第2号の規定に基づき委員会の議決を求めるものであります。

事業契約の締結の主な事業内容は、契約の目的が始良市新学校給食センター整備・運営事業で、契約の相手方は、当該事業のために設立された、PFI始良市スクールランチ株式会社で、契約金額は90億4,564万4,260円となります。なお、契約方法は、総合評価一般競争入札により契約相手を決定し、事業期間は令和24年7月31日までとしております。

46ページをご覧ください。契約の相手方のPFI始良市スクールランチ株式会社の概要になります。会社の設立は令和7年2月17日で、始良市新学校給食センター整備運営に関する設計業務・建設業務・工事監理業務・開業準備業務・維持管理業務、運営業務及びこれらに付帯又は関連する一切の業務を行います。株主は、総合評価一般競争入札で落札したハーベストネクストグループを構成する4社になります。47ページ、48ページは事業契約書の仮契約になります。

なお、第1回始良市議会定例会で追加議案として提出し、議決が得られまし

たら、仮契約から本契約になります。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第 17 号は事務局提案のとおり可決することでご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 それでは異議なしと認めます。よって議案第 17 号「始良市新学校給食センター整備・運営事業の契約の締結に関する件」については可決されました。それでは日程第 15、議案第 18 号「始良市中学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針の策定に契約の締結に関する件」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局 (保健体育課長) 資料の 52 ページになります。議案第 18 号「始良市中学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針の策定に関する件」について説明します。

本案件は、本市の中学校部活動について、地域の多様な主体による持続可能な部活動を構築していく必要があることから、地域のスポーツ団体や文化団体等における活動への移行を図るため、「始良市中学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定しましたので、始良市教育委員会の行政組織等に関する規則第 10 条第 1 号に基づき、委員会の議決を求めるものです。

別冊資料をご覧ください。この方針の策定にあたりましては、令和 5 年度と令和 6 年度で計 5 回の始良市中学校部活動地域移行検討委員会を開催し協議してまいりました。資料の表紙を捲っていただいて、表紙裏の目次をご覧ください。「1 基本的な考え方」から「7 本方針の周知等について」まで、7 つの項目をたててございます。本日は、「1 基本的な考え方」と「2 段階的地域移行について」のポイントのみを説明します。

1 ページをご覧ください。「1 基本的な考え方」についてですが、○印で 5 つございますが上から 4 つ目と 5 つ目の○印が本市の考え方の重要な部分になります。読み上げます。

部活動においては、本市の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフ・豊かな心や創造性の涵養を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするために、各自のニーズに応じた運動・スポーツや文化芸術等の活動を行うことができるよう検討する。部活動の在り方に関し、本市の置かれている地域状況や各学校の実情に応じて、既存の団体（地域クラブ、スポーツ少年団等）や施設の活用、指導者確保などの体制が整った部活動から段階的に地域移行・地域連携を進めていく。

その推進にあたっては、すべての部活動が一律に地域移行を目指すのではなく、学校、地域の実情に合わせ、生徒が自分の目的に合ったスポーツや文

化芸術等の活動を選択できるよう可能な範囲で地域移行や連携を図ることを目指す。

2ページと3ページをご覧ください。段階的な地域移行の考え方と段階的な移行のイメージが掲載されております。2ページ中段の段階的な移行のイメージをご覧ください。「①土日の教職員の指導日数の軽減」「②平日の教職員の指導日数の軽減」「③部活動指導員による指導体制の構築」「④外部組織等（運営団体）による運営体制の構築」の4つの段階を示しています。

まずは、①、②の教職員の指導日数の軽減について部活動指導員を活用して軽減を図っていきますが、指導者の確保や外部組織である運営団体の確保についても検討してまいります。いずれの段階においても指導者の確保が最大の課題となってきますが、4ページ以降に現時点で考えられる「指導者の確保策」、「コーディネーターの配置」、「運営主体の確保策」、「活動場所の確保策」を掲載しています。

方針についての説明は以上となりますが、国の方では令和5年度から令和7年度を改革推進期間として計画的な取組を促しておりますが、令和8年度以降は部活動の「地域移行」から「地域展開」という名称に変更し、令和8年度から令和13年度までの6年間を仮称「改革実行期間」として設定し進めていくことが議論されています。

本市としましては今回策定した方針に沿って進めますが、国県の動向を踏まえつつ、状況に併せて方針も見直しをしていきたいと考えております。以上で説明を終わります。

教育長 説明がいろいろございましたけれども、ご質問等あればお願いいたします。

委員 これの一番大きな目的が、部活動を民間とか、教員以外の外部の方々の指導者をお願いしてということがあると思うのですが、学校の先生自身が部活動の指導をやっていききたいと積極的に手を挙げる人がいた場合は、これまで通りとなるのでしょうか。

事務局 (保健体育課長) 基本的には、学校教育の活動から部活動を外すというのが最終形態となると思います。今の少年団のようなかたちになると思っていただければ結構かと思います。そういった場合に学校の先生の関わり方については、その外部組織、例えば民間の始良スポーツクラブみたいなところに一旦先生方も登録していただいて、そこから賃金とか払われるようになるのですが、その活動の範囲も現在の時間内の範囲内でしか活動ができませんので、制限がかかるような形になろうかと思います。

事務局 (学校教育課長) 教員につきましては兼職兼業申請を提出しまして、そういったクラブチームの職員として働くことになっています。ただ勤務時間については、学校の方にも含まれるということになります。以上です。

委員 部活動の指導が好きな先生もいらっしゃるんですよね。そういう指導に長

けているような方々が、指導に携わる方法というのは残っていると理解していいわけですね。

事務局 (学校教育課長) はい、おっしゃる通りです。

教育長 中学校部活動の地域連携などについて、文科系の部活動は何か方針等出ているのですか。

事務局 (保健体育課長) 文科系の部活動については、この方針と一緒にやっていこうと考えております。特に細かい所については、協議はしていないところです。

教育長 分かりました。ほかにご質問等ございませんでしょうか。

委員 これは非常に理想的なものができていると思います。スポーツ少年団の指導者の登録がたくさんあるようですが、実際これから始良市内の中学校の部活動で外部の方に指導していただく、いろんな部活動の種類がありますが、そういう指導できる方が始良市内にいらっしゃるのでしょうか。人材バンクみたいなものを今後作っていかなければならないのか、そういう見通しはどうなんでしょうか。

事務局 (保健体育課長) 人材バンクの必要性については非常に感じているところです。県の方針によりますと、県の方である程度人材バンクを準備することが書かれていました。やはり始良市内だけで見ても、なかなか人材が不足するので、広域な目で見ることが出てくるかなと思っております。もしこれまで優秀な方、これまで携わってきた方がいらっしゃいましたら、我々の方にも情報をいただけたら、今後その情報を活用していきたいと考えております。

教育長 ほかにご質問等ございませんか。
よろしいでしょうか。それではないようですのでお諮りします。議案第 18 号は事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 それでは異議なしと認めます。よって議案第 18 号「始良市中学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針の策定に契約の締結に関する件」ター整備・運営事業の契約の締結に関する件」については可決されました。それでは日程第 16、議案第 19 号「始良市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (図書館事務局長) それでは議案第 19 号「始良市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」になります。
新旧対照表をご覧ください。第 10 条(1)「イ 視聴覚資料は、各館 1 人 2 点以内とし、貸し出し期間は 8 日以内とする」というところを「貸出期間は 15 日以内とする」として、図書館資料の貸出期間と合わせる改正になります。

教育長 説明が終わりました。何かご質疑等ございますか。

委員 図書資料と期間を合わせるということですが、利用者の方々から 8 日では短すぎるとかというような苦情とか、あるいは長く伸ばしてくれというような要望があったのでしょうか。

事務局 (図書館事務局長) 実際、視聴覚資料を図書資料と同時に借りられて、返す期間が違うのですが、どちらも 15 日目に返される方などが多く、期間を延ばして欲しいという声がありましたので、今回改正したところです。

教育長 ほかにありませんか。
それではないようですのでお諮りします。議案第 19 号は事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 19 号「始良市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」については可決されました。
多数の議案がございましたけれども、以上で全ての議案が終わりました。ありがとうございます。
次に、日程第 17、事務連絡に入ります。まず委員の皆様から何かございませんでしょうか。それでは事務局からお願いいたします。何かありませんか。ないようですので、最後に、行事予定の確認に移ります。教育総務課からお願いします。
(各課より順次説明)

教育長 行事予定の説明がございましたが、委員の皆様から何かご質問等ございますか。
それでは以上で本日の全ての議事は終了いたしました。
お諮りします。本日の議事録の字句等の軽微な訂正等につきましては、その整理を私にご一任していただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議事録の字句等の軽微な訂正は、私に委任されました。以上をもちまして、令和7年第3回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

全員 ありがとうございました。